

JIS

遮光保護具

JIS T 8141 : 2016

(JSAA/JSA)

平成 28 年 10 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 山 宣 彦	元東洋大学
(委員)	小 野 真理子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	利 岡 和 範	日本安全靴工業会
	根 岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野 原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	松 村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	由 野 友 規	建設業労働災害防止協会
	山 田 崇 裕	公益社団法人日本アイソトープ協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：昭和 45.6.1 改正：平成 28.10.25

官 報 公 示：平成 28.10.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課環境改善室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類, 形式及び区分	4
4.1 保護具の種類及び形式	4
4.2 オキュラの区分	6
5 品質	7
5.1 フィルタレンズ及びフィルタプレート	7
5.2 カバーレンズ及びカバープレート	8
5.3 耐食性	9
5.4 難燃性	9
5.5 完成品	9
6 構造	9
7 オキュラの寸法	9
8 材料	9
9 試験	10
9.1 フィルタレンズ及びフィルタプレート	10
9.2 カバーレンズ及びカバープレート	15
9.3 耐食性試験	15
9.4 各部の難燃性試験	15
9.5 完成品の試験	16
10 表示	18
10.1 製品表示	18
10.2 包装表示	18
11 取扱説明書	18
附属書 JA (参考) 使用標準及び透過率測定方法	19
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	22
解 説	25

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 8141:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 29 年 10 月 24 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8141:2003** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない

遮光保護具

Personal eye protectors for optical radiations

序文

この規格は、1981年に第1版として発行された **ISO 4849**、**ISO 4854** 及び **ISO 4855**、1979年に第1版として発行された **ISO 4850** 並びに2012年に第2版として発行された **ISO 4007** を基とし、規格体系の違いから我が国の実情に合わせて技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、目に対して有害な紫外放射及び赤外放射並びに強烈な可視光（以下、有害光線という。）が存在する場所において、作業者の目を保護するため、各人が着用する遮光保護具（以下、保護具という。）について規定する。ただし、溶接用保護面の面体には適用しない。

なお、この規格の有害光線には、レーザー光を含まない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4007:2012, Personal protective equipment—Eye and face protection—Vocabulary

ISO 4849:1981, Personal eye-protectors—Specifications

ISO 4850:1979, Personal eye-protectors for welding and related techniques—Filters—Utilisation and transmittance requirements

ISO 4854:1981, Personal eye-protectors—Optical test methods

ISO 4855:1981, Personal eye-protectors—Non-optical test methods（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1501 転がり軸受—鋼球

JIS B 7183 レンズメータ

JIS B 7538 オートコリメータ

JIS G 3505 軟鋼線材

JIS K 6380 ゴムパッキン材料—性能区分

JIS Z 8720 測色用の標準イルミナント（標準の光）及び標準光源

ISO 23539 CIE S 010/E, Photometry—The CIE system of physical photometry